令和５年１１月２１日

各園　代表者　　様

 千葉市こども未来局

幼児教育・保育部幼保運営課

千葉市保育士等給与改善事業補助金

令和５年１０月分までの状況報告について（依頼）

　日頃より本市の教育・保育行政にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

千葉市保育士等給与改善事業補助金の交付事務において、補助対象者数が例年大幅に増加していることから、昨年度と同様に、**令和5年4月分～10月分の千葉市手当のお支払いについて、実績を確認させていただく運びとなりました。**

各園設置者様及び事務・経理のご担当者様には大変お手数をおかけいたしますが、下表の書類をご準備くださいますようお願い申し上げます。

**本依頼文および留意事項をよくご確認ください。**

**ご提出期限：令和５年１２月２０日（水）**

■送付データ

・依頼文（本データ）

・給与改善内訳書（Excel）

※園類型によって異なりますのでご注意ください。

■ご提出いただくデータ・書類

⇒以下の別表を確認してください。

|  |
| --- |
| **お問い合わせ先**千葉市役所こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課助成第一班担当：後藤、中屋　／　電話：043-245-5729メール：unei-josei@city.chiba.lg.jp(助成第一・二班へのメールアドレスとなります。)所在地：〒260-8722千葉市中央区千葉港1-1　千葉市役所 高層棟8階 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出方法 | 提出物 | 注意事項 |
| **データ提出（メール）** | **給与改善内訳書****※保育園・地域型と認定こども園で様式が異なります。** | **※必要書類への記入方法について****□千葉市手当受給対象者への支払金額が、年間で全員一律の金額か、受給対象者に支払っている月額が１人でも違うかによって、Excel内の使用するシートが一部異なります。（④-1or④-2シート）****Excelデータ内「①基本情報」シートにご入力いただくことで、記載が必要なシート・不要なシートが各シートの上部に表示されますので、ご確認ください。****□「③職員名簿」について****名簿右のカウント表について、数字ではなく「●」で対象月について表示をする形式としております。****突発的な欠勤等により対象外とする月がある場合は、該当月の「●」をdeleteで削除してください。****なお、給与改善対象者「○」やカウント表の「●」がつかない場合は、確認しますのでその旨ご連絡ください。（数式の上書き編集はお控えください）****□今回は職員名簿などのExcel内の書類のご提出は不要です。データのみ返送してください。** |
| **紙媒体での提出** | **賃金台帳（４～１０月分）****※千葉市手当が翌月払いであれば****１１月支給分まで** | **□支払いのための決裁の添付資料となりますので、できるだけ紙媒体でのご提出をお願いします。**□ただし、大幅にご提出が遅くなる場合等、迅速な確認が必要な場合は、メール提出を求める場合がございます。 |
| **紙媒体での提出** | **改正後の給与規定写し****（千葉市手当反映後のもの）** | □すでに提出されている場合は、ご提出不要です。 |

**【その他の留意事項及び今後の流れについて（予定）】**

(1)特段の理由（支払漏れ等）がない限り、１０月分までの金額を確定します。

中間実績分として入力されたデータをこちらでロックし、返送、もしくはそのままの状態での保管をお願いする旨ご連絡いたします。

確定後に万が一誤りがあった箇所が見つかった場合は、必ず早急にご連絡ください。

(2)返送後のデータは、年度末の実績報告の際にも使用するデータとなります。必ず保管をお願いいたします。

(3)年間実績では、中間実績とは別のExcelを再度ご作成いただきますが、その際に(2)で返送したデータの「③職員名簿」の内容をコピー&ペーストし、場合によっては一部編集していただきます。（使用箇所は「③職員名簿」シート内の名簿のクリーム色のセル部分と、編集した箇所がある場合のみ名簿右のカウント表「●」）

　中間実績のデータは消さずに保管してください。

(4)中間実績では、申請書類の紙媒体のご提出は不要です。また、年度末の実績報告における変更申請・実績報告書類及び令和5年11月分～令和6年3月分の賃金台帳については、令和6年の2月～3月頃に改めてご提出のご依頼を送付いたします。

(5)原則、翌月払いの対象職員の3月分も、年度末までにお支払いいただく必要があります。給与規定上などの理由で難しい場合はご一報ください。